令和９年度

印西市保育園利用申込みのご案内

第２版

（申込みから入園開始まで）

！ 保育園入園申込みは原則電子申請です

マイナンバーカードをお持ちでない等電子申請が難しい方は、書面で申請してください。
申請書類はホームページからダウンロードしていただくか、保育幼稚園課窓口にてお申し出ください。

入園申込みをする

ちば電子申請サービス



印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」

申請内容を変更する

ちば電子申請サービス

印西市
いんざい

健康子ども部　保育幼稚園課　入園係
〒270-1396　千葉県印西市大森 2364 番地 2
電話番号：0476-33-4651（直通）
受付時間：9:00～16:30
メ ー ル：hoikuka@city.inzai.chiba.jp

目次

はじめに 1

これから保育園を申し込む方へ 1

申込みから入園までの流れ 2

重要事項説明書の確認・保育施設の見学 3

各施設の重要事項説明書 3

各施設の見学 3

疾病・障がい・発達面の心配・アレルギーなどがあるとき 3

医療的ケアが必要なとき 3

保育施設一覧 4

保育所等利用申込み 7

申込受付期間 7

申込方法 8

ちば電子申請サービスを利用して申込む 8

ぴったりサービスを利用して申込む 8

書面で申込む 9

申込みに必要な書類 10

申込みの際の注意事項 13

申請後に申請内容を変更したい場合 15

申請を取り下げたい場合 15

次の年度も継続して申し込みたい場合（保留中の方） 15

市外から印西市の保育施設を申請する場合……16
市外の保育施設を申請する場合……18
マイナンバーの確認……19
市民税所得割額の確認……19
保育の必要性の認定……20
認定区分……20
保育必要量……20
保育を必要とする事由・認定期間・保育必要量・必要書類……21
届けている認定内容に変更があった場合……22
利用調整……24
利用調整の結果の通知……28
保育施設に通われる方へ……29
保育施設に内定した方……29
転入予定で申請し内定した方……29
利用開始にあたり必要な手続き……29
「ならし保育」の実施……31
入園後について……31
令和９年度保育園保育料（利用者負担額）について……32
保育園に関するQ&A……35

はじめに

1. 認可保育施設は、就労や病気、出産などにより家庭で保育ができない事情により、日中児童の保育を必要とするとき、保護者に代わり保育をする施設です。
2. 保育を必要とする期間に限り認可保育施設を利用できるため、保育を必要とする事由がなくなった場合、利用できません。
3. 認可保育施設の運営は、利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、公的に定められた手続きと規則や各園の決まりに基づく適正な利用をお願いします。

これから保育園を申し込む方へ

印西市を通して申請する保育施設の種類

保育施設・事業	施設・事業概要	対象クラス
保育園（公立・私立）	家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設	0歳児クラス～5歳児クラス
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、家庭で保育ができない保護者に代わり、就学前までの児童をお預かりする施設	0歳児クラス～5歳児クラス
小規模保育事業	原則 0 歳児から 2 歳児クラスまでの児童を対象に、6～19 名の定員で保育を行い、家庭で保育ができない保護者に代わり、お預かりする施設	0歳児クラス～2歳児クラス（一部施設を除く）

クラス表

1歳児以上のクラスは、令和9年3月31日現在の満年齢でクラスが決まります。
年度途中で誕生日を迎えても、年度末（3月末日）までクラスは変わりません。

クラス	児童の生年月日	就学前対応日
5歳児クラス	令和３年４月２日～令和４年４月１日	令和１０年３月３１日まで
4歳児クラス	令和４年４月２日～令和５年４月１日	令和１１年３月３１日まで
3歳児クラス	令和５年４月２日～令和６年４月１日	令和１２年３月３１日まで
2歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日	令和１３年３月３１日まで
1歳児クラス	令和７年４月２日～令和８年４月１日	令和１４年３月３１日まで
0歳児クラス	令和８年４月２日～令和９年４月１日	令和１５年３月３１日まで
	令和９年４月２日～	令和１６年３月３１日まで

申込みから入園までの流れ

① 重要事項説明書の確認・見学（P3）	市内の保育施設の情報は、「こども施設ガイド」や各施設のホームページ、ここ de サーチ等で確認できます。見学の有無は利用調整結果には影響しませんが、入園後のミスマッチを防ぐために、**希望施設すべての見学と重要事項説明書の確認を行ってください。**見学のご予約は各園へ直接ご連絡ください。

▼

② 利用申込み（P7）	**電子申請によるお申込みです。**申請内容や提出書類に不備・不足がある場合は受付できません**。**内容の確認後、修正や書類の再提出をお願いする場合がありますので、**期限に余裕をもって申請してください。**

▼

③ 保育の必要性の審査・認定（P20）	提出された書類をもとに、教育・保育給付の審査・認定を行います。すでに教育・保育給付認定を受けている方は、申請不要です。

▼

④ 利用調整（P24）	各施設の空き状況をもとに、指数の高い方から入園が内定します。 年度内に入園が決まらない場合もあります。

▼

⑤ 入園内定（P29）	入園が内定した施設をお知らせします。この時点では、すべての児童が「内定」となります。

▼

⑥ 入園前説明等	利用が内定した保育施設へご連絡のうえ、入園に向けた説明等を受けてください。

▼

⑦ 入園承諾（P29）	保育施設との入園に向けた調整が完了した後、「施設利用承諾通知書」を送付します。施設利用承諾通知書の送付をもって、正式に入園が決定となります。

▼

⑧ 利用開始（P31）	毎月 1 日が利用開始日です。（生後 57 日目・6 か月目を除く）「ならし保育」を概ね２週間程度行います。

◀

⑤ 入園保留	利用調整の結果、入所保留となった場合は、「入所保留通知書」を送付し、年度内に限り継続して利用調整の対象となります。「入所保留通知書」の送付は初回のみです。翌月以降は、入所が内定するまで通知書等の送付はありません。 次年度以降は再度申請が必要です。 希望施設の変更や申請の取り下げを希望する場合は、各月の申請期限までにお手続きください。

重要事項説明書の確認・保育施設の見学

各施設の重要事項説明書

印西市　保育園　重要事項説明書

保育を開始する際は、保育を提供する施設があらかじめ利用申込者に、施設や保育の概要、職員の体制、利用者が負担する費用等、利用申込者に重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることとしており、重要事項説明書は、入園の審査が終わり、入園先の施設が内定した後に、施設から交付されます。

ただし、入園内定後に希望園の変更をすることはできないため、利用申込みをされる方は、ホームページに掲載している各施設の重要事項説明書をあらかじめご確認のうえ、ご不明な点はお問い合わせしていただき、希望する施設での保育について、よくご理解いただいてからお申し込みされるようお願いします。

市内保育施設の重要事項説明書
（市ホームページ）

各施設の見学

見学の有無は利用調整の結果に影響しませんが、保育施設はお子さまが入園後に 1 日の大半を過ごす場所です。また、施設ごとに保育方針や雰囲気、預かり時間等が異なりますので、入園後のミスマッチを防ぐためにも希望する施設は事前に見学してください。見学については各施設へ直接ご連絡ください。遠方にお住まいの方等は、希望する施設にお電話のうえ施設の方針を確認してください。

見学時の確認ポイント（例）

自宅から保育園まで、職場から保育園までの距離・保育園の雰囲気・保育時間や土曜保育の利用方法・延長保育料や各種費用・給食やアレルギー対応・生活リズムや持ち物　等

疾病・障がい・発達面の心配・アレルギーなどがあるとき

保育施設への入所に際し心配があるお子様や療育・定期的な通院などを行われているお子様については、お子様の状況について漏れなく申請してください。（書面で提出する場合は「申込児童の健康状況調書」に漏れなく記入してください。）また、入所を希望する保育施設をお子様とご一緒に必ず見学いただき、受入れが可能な体制であるかご確認ください。

入園にあたり、加配保育士の配置や施設・設備の改修等が必要となる場合は、受入れ体制が整うまでの間、入園時期を調整させていただくことがあります。また、内定施設において受け入れ体制を整えることが困難であると判断された場合には、保留となることがあります。保育施設は集団生活の場であることをご理解くださいますようお願いいたします。入園後であっても、認定された保育必要量にかかわらずお預かり時間を相談させていただき、保育施設と協議のうえ利用時間を決定しますのでご了承ください。

医療的ケアが必要なとき

医療的ケアが必要なお子様の受入れは満 3 歳以上となり、印西市立西の原保育園で実施します。医療的ケアが必要なお子様の申込は、入園希望月の 3 か月前までに申請書類を提出する必要があるなど通常の流れと異なります。まずは保育幼稚園課へご相談ください。実施できる医療的ケアの項目については市ホームページをご確認ください。

医療的ケアを必要とする児童の保育園の利用に関するご案内
（市ホームページ）

保育施設一覧

※電話番号は先頭に「0476」をつけてください。

公立保育所

園コード	園名	住所	電話番号	受入年齢
003	木刈保育園	木刈 6-23	(46)1873	生後６か月～就学前
004	内野保育園	内野 1-12	(46)1874	生後６か月～就学前
005	高花保育園	高花 1-10	(46)7011	生後６か月～就学前
006	西の原保育園	西の原 3-7	(45)0221	生後６か月～就学前
007	もとの保育園	滝野 3-2	(97)2935	生後６か月～就学前

私立保育所

園コード	園名	住所	電話番号	受入年齢
022	銀の鈴保育園	高花 5-3	(47)7566	生後 57 日～就学前
023	原山保育園	草深 1177-18	(47)6600	生後 57 日～就学前
025	山ゆり保育園	萩原 1917-8	(98)1333	生後 57 日～就学前
028	スマイル保育園	牧の台 1-1-2	(48)7321	生後 57 日～就学前
029	小倉すくすく保育園	小倉 673-7	(42)5901	生後 57 日～就学前
268	すくすくの杜千葉 NT 駅前園 ※小倉すくすく保育園の分園	中央北 1-4 アルカサール内	(94)5781	生後 57 日～就学前
024	しおん保育園	松崎 517	(46)1329	生後 57 日～就学前
203	ヒューマンアカデミー 印西牧の原保育園	原 1-2 BIGHOP 内	(47)6277	生後 57 日～2 歳児クラス
204	エンヂェルハート保育園	武西 275-1	(47)3344	生後 57 日～就学前
205	星虹保育園	戸神 609-2	(40)1189	生後 57 日～就学前
209	星虹第二保育園	戸神 617-3	(45)1189	生後 57 日～就学前
210	かふう保育園いんざい	草深 1620-12	(37)7810	生後 57 日～就学前
020	AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中央	中央南 1-13-101 レーベン千葉ニュータウン中央１階	(85)7790	生後 57 日～就学前
241	かぐろ杜の保育園	鹿黒南 2-3-1	(45)2021	生後 57 日～就学前
242	コスモスの丘保育園	草深 2371-6	(85)6337	生後 57 日～就学前
243	ゆいのひ保育園	戸神 553-3	(36)8586	生後 57 日～就学前
256	AIAI NURSERY 印西牧の原	原一丁目 1-2	(37)8022	生後 57 日～就学前
257	草深こじか第二保育園	草深 2497-17	(37)8124	生後 57 日～就学前
258	ちいさな杜の保育園	鹿黒南二丁目 3-3	(48)5226	生後 57 日～就学前
260	HALO 保育園	草深 1618-1	(80)8689	生後 57 日～就学前
261	コスモスの丘ひがし野保育園	草深 1671-35	(37)5082	生後 57 日～就学前
262	そうほスマイル保育園	宗甫 46	(85)7846	生後 57 日～就学前

園コード	園名	住所	電話番号	受入年齢
263	滝すくすく保育園 **※令和 8 年 10 月、園舎の施工不良のため調査及び仮設園舎の準備を行っています。令和 9 年度の保育は、仮設園舎になる予定です。**	滝 546-5	(37)7594	生後 57 日～就学前
264	にじの原のつなぐ保育園	草深 1208-15	(85)8279	生後 57 日～就学前
265	NOVA バイリンガル 印西東の原保育園	東の原一丁目 1 - 7	(85)8590	生後 6 か月～就学前

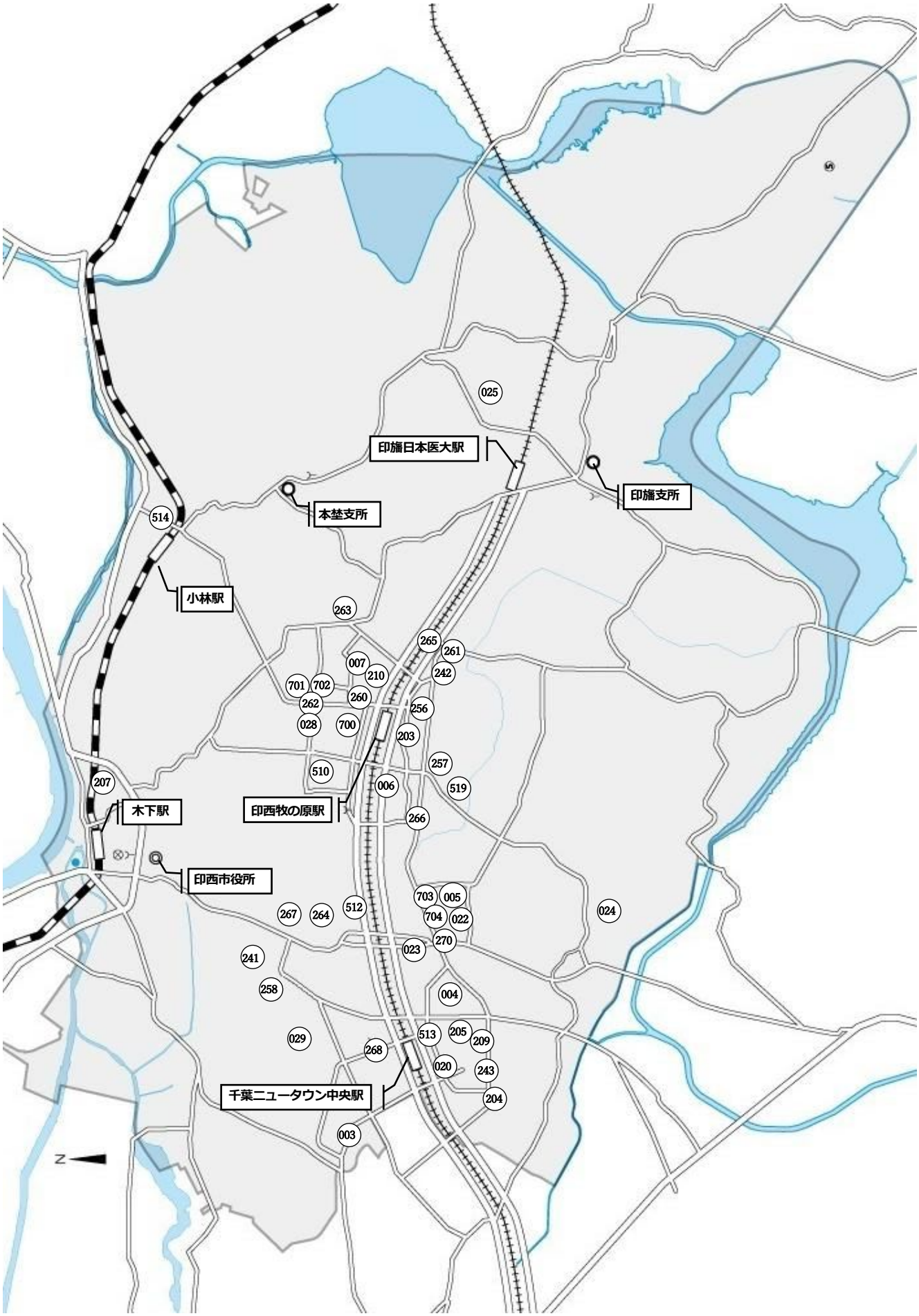
認定こども園

園コード	園名	住所	電話番号	受入年齢
514	どんぐり保育園	小林北 5-12-2	(97)1383	生後 57 日～就学前
519	草深こじか保育園	草深 2496-10	(36)5161	生後 57 日～就学前
510	牧の原宝保育園	牧の原 3-1-3	(49)4011	生後 57 日～就学前
512	認定こども園 Rainbow Wings International（本園）	草深 1105-1	(85)8685	生後 57 日～就学前
513	認定こども園 Rainbow Wings International（分園）	中央南 1-1-1　2 階	(85)8685	1 歳児クラス～2 歳児クラス
207	印西ひかりこども園	木下 804-6	(40)3737	生後 57 日～就学前
267	たかさごスクール 千葉ニュータウン	鹿黒南五丁目 2	(85)4261	生後 57 日～就学前
266	市川学園西の原幼稚園	西の原三丁目 15	(47)0644	3 歳児クラス～就学前

小規模保育事業

園コード	園名	住所	電話番号	受入年齢
700	やまと小規模保育園	牧の原 1-3 牧の原モア内	(77)3004	生後 6 か月～2 歳児クラス
701	カインド・ナーサリー 牧の原第 1 園	牧の原 5-13-1（1 階）	(33)3777	生後 6 か月～2 歳児クラス
702	カインド・ナーサリー 牧の原第 2 園	牧の原 5-13-1（2 階）	(85)4788	生後 6 か月～2 歳児クラス
703	リップル保育園 CNT 高花Ⅰ	高花 1 - 8 -1	(36)7607	生後 57 日～2 歳児クラス
704	リップル保育園 CNT 高花Ⅱ	高花 1 - 8 -1	(36)7608	生後 57 日～2 歳児クラス
270	リップル保育園 CNT 高花Ⅲ	高花 1 - 8 -1	(36)7607	3 歳児クラス～就学前

※やまと小規模保育園、カインド・ナーサリー牧の原第 1 園、カインド・ナーサリー牧の原第 2 園、リップル保育園 CNT 高花Ⅰ、リップル保育園 CNT 高花Ⅱには 3 歳児クラス以降の連携施設が設定されています。連携施設等の詳細は各施設の重要事項説明書をご確認ください。


印旛日本医大駅
印旛支所
本埜支所
小林駅
木下駅
印西牧の原駅
印西市役所
千葉ニュータウン中央駅
025
514
263
265
261
007
210
242
701
702
260
262
256
028
700
203
257
510
006
519
207
266
703
005
512
267
264
704
022
024
270
023
241
258
004
513
205
209
029
268
020
243
204
003
N

保育所等利用申込み

申請内容に不備や不足がある場合は、各月の申込締切日までに修正・提出していただく必要があります（4 月入園（一次）の電子申請のみ修正期間があります）。期限に余裕をもってお手続きください。なお、締切直前に申請された場合、不備や不足があっても市から連絡や修正依頼ができず、利用調整の対象とならないことがありますので、あらかじめご了承ください。

申込受付期間

利用希望月	**電子申請受付期間** **申請受付開始日の 8:30** **～　申請受付締切日の 23：59**	窓口受付期間 （土・日・祝日を除く 9：00～16：30 受付）	
		保育幼稚園課窓口で提出する	各支所・中央駅前出張所で提出する（預かりのみ）
令和９年 4月 （一次）	**令和８年** **１１月１日（日）～ １１月２５日（水）** ［申請修正期間：～11 月 30 日（月）13:00］	令和８年 １１月２日（月） ～１１月２５日（水）	令和８年 １１月２日（月） ～１１月１８日（水）
5月	**令和９年** **2月２５日（木）～ 3月２４日（水）**	令和９年 2月２５日（木） ～3月２４日（水）	令和９年 2月２５日（木） ～3月１７日（水）
6月	**令和９年** **3月２５日（木）～ 4月２４日（土）**	令和９年 3月２５日（木） ～4月２３日（金）	令和９年 3月２５日（木） ～4月１６日（金）
7月	**令和９年** **4月２５日（日）～ 5月２４日（月）**	令和９年 4月２６日（月） ～5月２４日（月）	令和９年 4月２６日（月） ～5月１７日（月）
8月	**令和９年** **5月２５日（火）～ 6月２４日（木）**	令和９年 5月２５日（火） ～6月２４日（木）	令和９年 5月２５日（火） ～6月１７日（木）
9月	**令和９年** **6月２５日（金）～ 7月２４日（土）**	令和９年 6月２５日（金） ～7月２３日（金）	令和９年 6月２５日（金） ～7月１６日（金）
１０月	**令和９年** **7月２５日（日）～ 8月２４日（火）**	令和９年 7月２６日（月） ～8月２４日（火）	令和９年 7月２６日（月） ～8月１７日（火）
１１月	**令和９年** **8月２５日（水）～ 9月２４日（金）**	令和９年 8月２５日（水） ～9月２４日（金）	令和９年 8月２５日（水） ～9月１７日（金）
１２月	**令和９年** **9月２５日（土）～ １０月２４日（日）**	令和９年 9月２７日（月） ～１０月２２日（金）	令和９年 9月２７日（月） ～１０月１５日（金）

※令和 10 年 1 月入園～令和 10 年 3 月入園については、別途お知らせします。
※希望園の変更や申請の取下げ等も上記期間内に手続きをしてください。
※申請は、年度内に限り有効です。（例：令和９年５月入園の申請 → 令和 10 年 3 月入園の審査まで有効）
※受付期間外に書類をお持ちになられた場合は、受付・お預かりはできません。
※各支所・中央駅前出張所では、お預かりのみとなり、相談や申請内容の確認はできません。

申込方法

➢　原則電子申請でお申込みください。

ちば電子申請サービスを利用して申込む

①右記「ちば電子申請サービス」の二次元コードを読み込む
②オンライン申請手続きで「保育」と検索
③各種申請フォームが表示されます。
　新規申請は　［令和〇年〇月］印西市保育園の入園の申込み　から申請

ちば電子申請サービス



ちば電子申請サービスの申請方法
（市ホームページ）

下の(1)～(3)の書類は、写真やデータファイルとしてアップロードしてください。
(1) 保育を必要とする事由を確認する書類
(2) 直近の健診票又は、母子健康手帳の健康状況がわかるページ
(3) 該当する場合に必要な書類

申込み受付の処理状況等は、ちば電子申請サービスに
ログインし、ご自身で確認してください。
申請書類もご自身でいつでもご確認いただけます。
詳細な申請方法は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

ぴったりサービス

ぴったりサービスを利用して申込む

下の(1)～(5)の書類は、写真やデータファイルとしてアップロードしてください。
(1) 保育施設入所申込確認票
(2) 申込児童の健康状況調書
(3) 直近の健診票又は、母子健康手帳の健康状況がわかるページ
(4) 保育を必要とする事由を確認する書類
(5) 該当する場合に必要な書類

申込み受付の処理状況等は、ぴったりサービスにログインし、ご自身で確認してください。
申請書の控え（PDF 形式）は、**申請完了時のみ**ダウンロードすることができます。

添付する申請書類はこちら
からダウンロードできます

？　「直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページの写し」は、母子手帳の中のどのページを用意すればいいですか？

「直近の健診票又は、母子手帳の健康状況がわかるページ」は、市からご案内している 3～4 か月健診、1 歳 6 か月健診、3 歳健診等で、最近受けた健診のページを写真等に撮ってデータで添付してください。また、最近受けた健診が市でご案内している健診以外の場合は、そちらをご提出ください。

書面で申込む

申請様式はホームページよりダウンロードいただくか窓口にてお申し出ください。
（令和８年度以前の様式は使用できません。）

令和９年度申請書類はこちらより
ダウンロードしてください。
（市ホームページ）

必要書類

(1) 保育施設入所申込確認票＜指定様式＞
(2) 教育・保育給付認定申請書＜指定様式＞
　※既に保育必要事由の認定を受けていて、変更がない場合は提出不要
(3) 保育所施設等の利用申込書＜指定様式＞
(4) 申込児童の健康状況調書＜指定様式＞
(5) 直近の健診票又は、母子健康手帳の健康状況がわかるページ
(6) 保護者全員分の保育を必要とする事由を確認する書類 （就労証明書等）
(7) 該当する場合に必要な書類

郵送で申請する（あて先は間違いなく記載してください。）

あて先
〒270-1396　千葉県印西市大森 2364 番地２　印西市役所保育幼稚園課入園係　行

書類の受付は、受付終了日の 17 時 15 分までに印西市役所保育幼稚園課へ到着した分のみ有効とします。郵送事故による責任は負いかねますので、追跡可能な特定記録郵便、簡易書留、レターパック等の利用を推奨します。なお、トラブル防止のため電話による到達確認は応じていません。

受付終了間近で投函した場合、郵送状況等により期間内に保育幼稚園課へ届かない場合があります。受付終了日の 17 時 15 分までに到着しなかった分は、次月入園の審査となりますのでご注意ください。

紙の申請書を直接窓口に提出する

窓口受付時間：９時 00 から 16 時 30 分まで

◆印西市役所本庁　保育幼稚園課で提出する

書類を提出する際に不備や不足がないか確認しますので、提出の際は時間に余裕をもってお越しください。書類の審査は受付後に行うため、後日、内容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があります。

※４月入園申込みの受付期間（11 月１日～25 日）は、保育幼稚園課窓口での申請は LINE 予約制となります。

◆印旛支所・本埜支所・中央駅前出張所で提出する

申込時点で印西市に住民登録があり印西市内の保育施設の利用を希望する方のみ受付ができます。

また、各支所や駅前出張所では申請内容の確認は行っていません。お預かりのみとなります。

申請内容の確認は保育幼稚園課へ送達後に行うため、後日、内容の確認、修正・再提出、追加書類の提出を依頼する場合があり、その場合は、保育幼稚園課から保護者様へ連絡します。

申込みに必要な書類

就労証明書提出時の注意事項

就労証明書を記載いただく事業所等の方へお伝えいただくとともに、記載いただいた就労証明書に下記が記載されているか保護者自身でもご確認ください。（ホームページに記載要領を掲載しています。）

雇用（予定）期間等（No.3）

- 無期雇用の場合でも、期間の始期（雇用開始日）の記載が必要なため、必ず記載してください。
- 有期雇用の場合で継続して更新している場合は、最初の契約開始日を記載してください。
- 保育所等に入所次第、就労開始予定で雇用開始日を記載できない場合、その旨を「備考欄（No.18）」 に記載してください。

就労時間（No.6）※保育所入所審査に使用する項目になります。

- 実績ではなく、雇用契約に基づく就労日数及び就労時間を記載してください。
- 育児短時間勤務制度を利用している場合には、利用前の就労日数及び時間（雇用契約に基づく就労日数及び就労時間）を記載し、「育児のための短時間勤務制度利用有無（No.12）」に変更後の就労時間及び期間を記載してください。
- 保育所への入所が決定した後に、就労日数や就労時間を変更する予定がある場合は、変更後の就労日数・就労時間を記載してください。また、備考欄（No.18）に、その内容が「保育所入所後の契約内容」である旨を記載してください。

就労実績（No.7）※保育所入所審査に使用する項目になります。

- 今後就労予定の方を除き、必ず記載してください。就労実績には有休・休憩時間・残業時間を含めてください。

保育士等としての勤務実態の有無（No.13）※保育所入所審査に使用する項目になります。

- 調整指数２（+3 点）又は調整指数４（+ 1 点）に該当する場合は必ず☑してください。

（雇用契約の）満了後の更新の有無（No.14）

- 無期雇用の場合には記載不要です。有期雇用の場合には必ずご記載ください。

入所内定時育休短縮可否（No.15）育休延長可否（No.16）

- 育児休業を取得している場合、短縮及び延長の可否を記載してください。

再度保護者ご自身でご提出前にご確認ください。

- □ 提出された書類の証明事項について、「記載者連絡先」に確認する場合があります。
- □ 右上の証明日が、提出月を含めて３ヶ月以内（11 月中に提出する場合、その月が属する年の９月１日以降の就労証明書が有効）になっているか確認してください。
- □ 就労時間（No.6）就労実績（No.7）は利用調整及び保育の認定の継続性確認に使用します。必ず保護者様の認識と記載いただいた内容が合致しているか確認のうえ提出してください。
- □ 入所内定（決定）後に提出する育児休業からの復職を証明する際の就労証明書は、就労時間（No.6）が育児短時間制度を利用する前（雇用契約に基づく時間）の就労時間になっているか確認してください。申請時より就労時間（No.6）が短くなっている場合、入所内定（承諾）を辞退していただきます。

各必要書類は、電子申請の場合は PDF 等のデータ、書面で申請する場合は原本または写しをご提出ください。

① 保育を必要とする事由を確認するための書類（児童と同居する保護者全員分必要です）

保育認定事由	必要書類	注意事項
就労（育児休業明けの復職含む）	就労証明書	就労証明書は、就労先に記入を依頼してください。 雇用予定の場合は、保育施設を利用できた場合の就労内容を記入してください。 保護者が自営業である場合は、保護者自身が記入し、確定申告書（第一表・第二表）の写しを添付してください。（事業を開始した年のみ、開業届出書の写しを提出してください。） ダブルワークをしている方は、就労時間を合算することが可能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。 **有効期限は、提出月を含めて３ヶ月**です。（11 月中に提出する場合は、その月が属する年の９月１日以降に発行されたものが有効）
妊娠・出産	母子健康手帳	母の名前、及び出産予定日がわかるページの写しをご提出ください。
保護者の疾病	医師の診断書 又は 障害者手帳	診断書は指定の様式「①疾病等用」を使用してください。 **有効期限は、提出月を含めて３ヶ月**です。（11 月中に提出する場合は、その月が属する年の９月１日から有効）
介護・看護	医師の診断書 及び ご家族の状況についての申立書	診断書は指定の様式「②介護看護付添用」を使用してください。 **有効期限は、提出月を含めて３ヶ月**です。（11 月中に提出する場合は、その月が属する年の９月１日から有効） 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由として）」「介護・看護に従事している１日の時間及び１ケ月あたりの日数」を記載してください。
災害復旧	罹災証明 及び 災害状況についての申立書	申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況(保育ができない理由として)」を記載してください。
求職活動	求職活動申告書	指定の様式を使用してください。
就学	在学証明書 カリキュラム（時間割）	申請時点で必要書類の提出ができない方は、まず、就学先により発行された在学予定であることがわかる書類を提出し、規定の書類は、後日提出してください。

② 申請児童が該当する場合のみ必要となる書類

該当事例	必要書類	注意事項
認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合（市内在住者に限る） ※常態とは、入園月の前の月の月末まで 1 か月以上認可外施設を利用していることを指します。	利用契約書	調整指数 10（+2 点）を適用します。（調整指数 7 で加点適用がある場合、いずれかを適用）
市外から転入（転入予定）の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している場合	在園証明書	調整指数 9（+2 点）を適用します。様式に指定はありません。
通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする場合	申立書及び在園証明書（市内保育施設に在園している場合は提出不要）	調整指数 11（＋6 点）を適用します。

③ 保護者が該当する場合のみ必要となる書類

該当事例	必要書類	注意事項
両親不存又はひとり親世帯(死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等)	戸籍謄本、呼び出し状等	調整指数 1（+3 点）を適用します。書類が提出されず、両親不存在又はひとり親世帯の事実が確認できないときは、調整指数の適用はありません。
保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務（育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。）する保育士の場合	就労証明書 及び保育士証	調整指数 2（+3 点）を適用します。
保護者のいずれかが、市内外の幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の場合	就労証明書 及び保育士証	調整指数 4（+1 点）を適用します。
生活保護法による被保護世帯	生活保護受給証	調整指数 5（+2 点）を適用します。
生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	申立書	調整指数 6（+2 点）を適用します。
産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	就労証明書	就労証明書にて確認できる場合調整指数 7（+2 点）を適用します。
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	確認票該当欄に☑	調整指数 23（-30 点）を適用します。

④ 祖父母や同居している者が該当する場合のみ必要となる書類

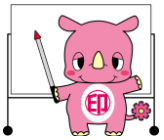
該当事例	必要書類	注意事項
18 歳 65 歳未満の同居の親族、その他の者を含めても家庭保育ができない場合	同居する親族それぞれの保育を必要とする事由を確認するための書類	保育を必要とする事由を確認するための書類を提出しなくても不足書類にはなりませんが、提出すると調整指数 8（-3 点）が適用されません。

⑤　その他該当する場合のみ必要となる書類

該当事例	必要書類	注意事項
他の市区町村から転入予定の申請の場合	転入手続きに関する同意書、転入先住所の確認できる書類、市町村民税所得割額のわかる書類	入園月の前月末までに印西市へ転入することが必要です。転入前の市区町村で保育所等を利用している場合は、在園証明書を提出すると調整指数 9（+2 点）を適用します。 （調整指数 7 で加点適用がある場合、いずれかを適用）
海外で収入があった方	海外での収入が分かる書類	令和 9 年 4 月から 8 月の間に入園希望の場合は、令和 7 年 1 月から 12 月中の海外での収入が分かる書類を提出してください。令和 9 年 9 月から令和 10 年 3 月の間に入園希望の場合は、令和 8 年 1 月から 12 月中の海外での収入が分かる書類を提出してください。 ※日本語以外の言語で書かれている場合は、保護者自身で該当箇所を翻訳し、併せて提出してください。 ※収入が確認できない場合は、最高額を用いて利用調整及び保育料の算定を行います。

申込みの際の注意事項

Point



- **利用調整は申請締め切り時点の家庭の状況を点数化し行いますが、入園時点においても申請締切日時点と同様の認定及び同等以上の点数であることが必要です。**
- 育児休業から復職する予定の方は「育児休業から復職する」に該当するか確認してください。保育所等申込みにおいて、**復職とは「育児休業を取得している就労先と同一の職場に同一の雇用契約で復職する」場合**を指します。下記は該当しません。なお、育児のための短時間勤務制度の利用は差し支えありません。

入園時の状況	注意点
現在、A 社で育休中（就労中）だが、入園月は B 社で就労することが決まっている	就労内定としてのお申込みです。申込みの際は B 社の就労証明書を提出してください。
現在、A 社で育児休業を取得しており、復職せず退職する予定。入園月以降の就労先は未定。	求職活動としてのお申込みです。
現在、派遣社員として派遣元 C で育児休業を取得しており、復職せず退職する。入園したら D 社へ派遣元を変更し就労することが決まっている。	就労内定としてのお申込みです。申込みの際は変更後の派遣元の就労証明書を提出してください。

■ **提出する就労証明書の記載内容は、入園後の状況であるか確認してください。**就労証明書は、入園後に予定している就労時間で記入してください。市に提出した就労証明書と入園時の雇用契約が異なり、保育の利用調整基準表上の指数が低くなる場合、内定を辞退していただきます。就労証明書の作成は、保育施設入所後の就労について、あらかじめ就労先へ相談した上で依頼してください。

入園後の状況	注意点
申請時、市に提出した就労証明書とおりの就労時間で復職する	調整指数７（＋２点）を適用します。
育児のための短時間勤務制度を使って復職する	就労証明書の就労時間のほかに、育児のための短時間勤務制度を利用した場合の就労時間を記載する欄に記載してください。審査は雇用契約上の就労時間を適用します。調整指数７（＋２点）を適用します。
現在締結している雇用契約の就労時間より短時間の労働に雇用契約を変更して復職する	就労証明書の就労時間は変更後の雇用契約の就労時間を記載してください。調整指数７（＋２点）を適用します。

■ 育児休業から復職するとして申し込んだ方は、就労証明書等において育児休業中であることを確認のうえ、以下のとおり取り扱います。

「直ちに復職する」	利用調整基準表上の調整指数 7 において加点（２点）して、利用調整を行います。利用内定（決定）後は、利用開始月の翌月 10 日までに復職していただく必要があります。
「育児休業の延長も許容できる」	利用調整基準表上の調整指数 7 において加点（２点）し、さらに調整指数 23 において大きく減点（－30 点）して、利用調整を行います。「育児休業の延長も許容できる」として審査をした場合でも必ず入所不可になることを約束するものではありません。利用内定（決定）後は、利用開始月の翌月 10 日までに復職していただく必要があります。

申請後に申請内容を変更したい場合

「希望施設を追加、もしくは変更する」、「きょうだいの組み合わせを変更する」等のお手続きが可能です。
変更方法は、二次元コードから電子申請を行うか、下記（1）～（5）を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してください。変更した内容は、申請後、登録したアドレスに届くメールにて変更内容を確認してください。

電子申請	案内に沿って手続きを行ってください。
申立書	（1）変更したい内容が分かるように記載してください。 「令和○年○月入園の審査から希望する保育所等を変更します。 第１希望　木刈保育園　第２希望　内野保育園」 ※必ず第１希望から記載してください。 「令和○年○月入園の審査からきょうだいの組み合わせを変更します。 同時・同園・下位同時」 （2）児童氏名（児童生年月日） （3）保護者氏名 （4）保護者住所 （5）保護者連絡先（日中連絡がつく連絡先）

申請を取り下げたい場合

取下げ方法は、二次元コードから電子申請をするか、下記（1）～（5）を記載した申立書を保育幼稚園課窓口に提出してください。教育・保育給付認定を受けており、取り消したい方は申立書にその旨を記載してください。

一度、申込みを行うと、令和 10 年３月入園の審査まで行います。途中で入所のご希望が無くなった場合は、速やかに取り下げの手続きを行ってください。

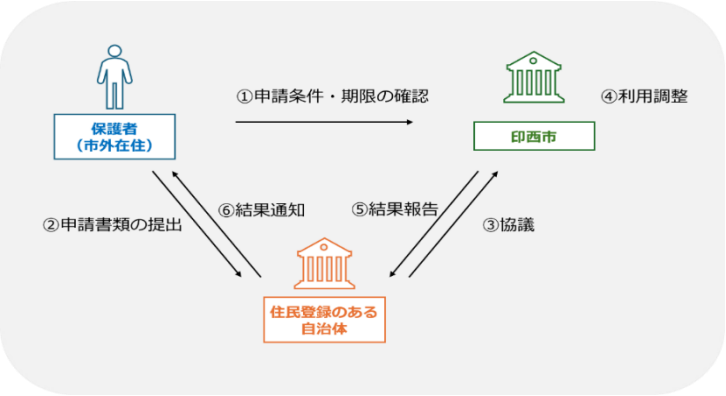
電子申請	案内に沿って手続きを行ってください。
申立書	（1）「令和○年○月入園の審査から申請を取り下げます。」 （2）児童氏名（児童生年月日） （3）保護者氏名 （4）保護者住所 （5）保護者連絡先（日中連絡がつく連絡先）

次の年度も継続して申し込みたい場合（保留中の方）

申請の有効期限は毎年度末(３月入園の審査)です。翌年度以降も継続して利用申込みを希望する方は、改めて申請をしてください。なお、翌年度以降の入園のご案内は令和９年秋頃に市ホームページで公表する予定です。

市外から印西市の保育施設を申請する場合

■　市外在住のまま、印西市の保育施設を利用したい場合



STEP1 (図①)	印西市の申請条件および期限を確認してください。 条件：保護者のいずれかの就労先が印西市内にあること、または印西市内で里帰り出産をすること 期限：申請書類は、住民登録のある自治体を通して印西市に届きます。P7 記載の利用希望月の受付期間内に印西市へ到着するよう、住民登録のある自治体へ提出してください。
STEP2 (図②)	住民登録のある自治体へ次の書類を提出してください。 ・住民登録のある自治体の申請書類 ・印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書（管外受託用） ・直近の健診票、または母子手帳の健康状況が分かるページの写し ・市町村民税所得割額の分かる書類（P19 参照。提出は任意です。） ・該当する場合のみ必要となる書類（P10 参照）
STEP3 (図③～⑥)	提出された書類をもとに協議を行い、利用調整は印西市が行います。 その際、調整指数 20（-6 点）を適用します。 結果は住民登録のある自治体を通して保護者へ通知します。

注意事項

・印西市と住民登録のある自治体の両方で、保育を必要とする事由を満たす必要があります。

・利用期間は入所年度内です。**翌年度も継続して利用したい場合は、再度申請が必要です。**なお、里帰り出産の場合は、出産予定日、または出産日を基準として前後 2 か月が利用期間です。

・4 月入園に限り、2 次募集からの受付けです。1 次募集での受付けは行いません。

・就労先が印西市内でなくなった場合は退園となります。

・認定が就労以外に変更となった場合は退園となります。ただし、育児休業後、元の印西市内の就労先に復帰する場合は、継続して利用できます。

■　印西市転出後も、在園中の印西市の保育施設を継続して利用したい場合

STEP1　継続利用の条件を確認してください。
　　条件：保護者のいずれかの就労先が印西市内にあること

STEP2　転出先の自治体へ次の書類を提出してください。提出期限は、転出先の自治体にご確認ください。
　　・転出先の自治体の申請書類
　　・印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書（管外受託用）

注意事項　・印西市民としての利用は終了となるため、転出前に保育園退園届を提出してください。
　　・その他の注意事項は、上記注意事項と同様の内容です。

■ 印西市へ転入し、印西市の保育施設を利用したい場合

STEP1	印西市の申請条件および期限を確認してください。 条件：入園月の前月末までに転入すること 期限：P7 参照
STEP2	ちば電子申請サービス、またはぴったりサービス（マイナポータル）から申請してください。 **他の提出書類に加えて、次の書類も提出してください。** ・転入手続きに関する同意書 ・転入先住所が確認できる書類（売買契約書、または賃貸借契約書等） ・市町村民税所得割額の分かる書類（P19 参照）
STEP3	提出された書類をもとに利用調整を行い、結果は、発送時点で住民登録のある住所へ郵送します。
STEP4	**印西市転入後は、結果にかかわらず印西市役所本庁保育幼稚園課へ次の書類を提出してください。** **提出期限は入園月の前月末日です。** ・教育・保育給付認定申請書 ・保育施設等の利用申込書 ・申請者のマイナンバー確認書類の写し（マイナンバーカード、または個人番号が記載された住民票等）
STEP5	STEP4 の手続き完了後、入園が決定となります。

注意事項

・印西市の保育施設に入園が決定した場合、**入園月以降は他の自治体の保育施設との二重在籍はできません。**

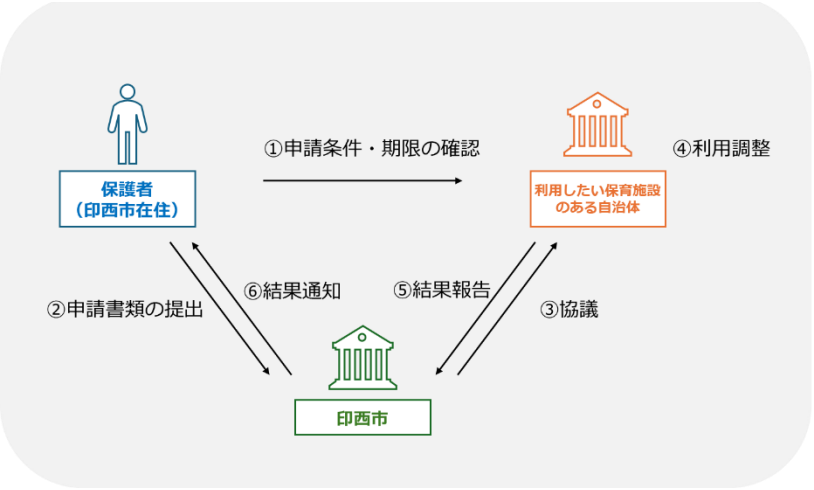
・転入前の自治体において、認可の保育所等を利用している場合は、調整指数９（＋2 点）を適用します。（在園証明書の提出が必要です。）

市外の保育施設を申請する場合

■ 印西市から転出し、他市区町村へ転入する場合

転入する市区町村へ直接相談、申請してください。

■ 印西市在住のまま、他の自治体の保育施設を利用したい場合



STEP1 (図①)	利用したい保育施設のある自治体の申請条件や期限を確認してください。（自治体ごとに期限や必要書類が異なります。）
STEP2 (図②)	利用したい保育施設のある自治体の申請期限の **10 日前まで**に、印西市役所保育幼稚園課へ次の書類を提出してください。 ・保育施設入所申込確認票 ・教育・保育給付認定申請書 ・保育施設等の利用申込書 ・申込児童の健康状況調書 ・直近の健診票、または母子手帳の健康状況が分かるページの写し ・保育を必要とする事由を確認するための書類 ・該当する場合に必要な書類 ※利用したい保育施設のある自治体から提出を求められている書類がある場合は、あわせて提出してください。
STEP3 (図③～⑥)	提出された書類をもとに協議を行い、利用調整は利用したい保育施設のある自治体が行います。 結果は印西市を通して保護者へ通知されます。

注意事項

・印西市と利用したい保育施設のある自治体の両方で、保育を必要とする事由を満たす必要があります。

・利用期間は入所年度内です。**翌年度も継続して利用したい場合は、再度申請が必要です。**なお、継続利用の可否は利用したい保育施設のある自治体が決定し、継続利用できない場合もあります。

■ 印西市に転入後も、在園中の保育施設を継続して利用したい場合

STEP1　在園中の保育施設がある自治体に、印西市に転入後も継続利用が可能かどうか確認してください。

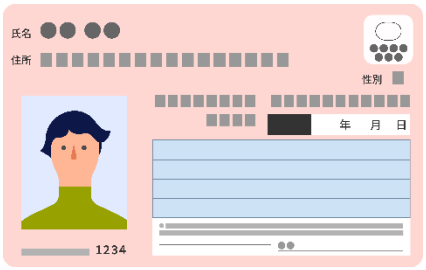
STEP2　継続利用が可能な場合は、転入した月の末日までに、印西市役所保育幼稚園課へ書類を提出してください。
書類については、上記 STEP2 をご確認ください。

マイナンバーの確認

保育園入園申込時、印西市に住民登録がある方は、審査や保育料の決定のためにマイナンバーを確認します。

個人番号カードを持っている

番号確認と本人確認が
カード１枚で可能です。



個人番号カードを持っていない

以下のもので、番号確認と本人確認を行います。
番号確認：通知カードまたは住民票（マイナンバー入り）
本人確認：運転免許証またはパスポートなど

※住民票の有効期限は、提出月を含めて３ヶ月です。（11月中に提出する場合は、その月が属する年の９月１日から有効）

※通知カードは、記載事項に変更がない場合のみ利用可能です。本人確認書類の氏名・住所と一致していていない場合は確認できません。

本人確認運転免許証またはパスポートでの本人確認が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、その他公的機関発行の住所、氏名、生年月日の記載がわかる書類から2点を提出してください。

市民税所得割額の確認

保育園入園申込時、印西市外に住民登録がある方は、市民税所得割額がわかる書類（市町村民税特別徴収税額決定通知書・市町村民税所得割額（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の控除前の額）がわかる課税証明書等）を提出してください。申請月によって参考とする税額の年度が異なります。

◎令和９年４月～令和９年８月入園…令和８年度の市民税所得割額がわかる書類を提出してください。

◎令和９年９月～令和 10 年３月入園…令和９年度の市民税所得割額がわかる書類を提出してください。

保育の必要性の認定

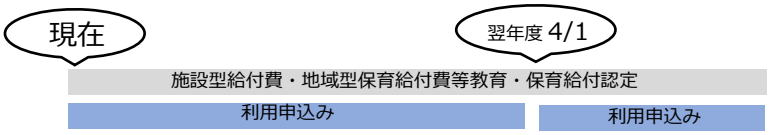
保育園の利用にあたり、児童の保育が必要であることの認定（「教育・保育給付認定」）を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」の申請を受け、認定区分、保育必要量、有効期間（認定期間）、保育を必要とする事由（保育認定事由）を認定します。 なお、４月入園に係る認定については、申請が集中するため、認定結果の通知まで通常よりお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

保育の必要性の認定と保育施設の利用申込みは、別の手続きです。保育の必要性が認定された方が、利用調整の対象であり、利用調整の結果、希望施設の利用が保留になることもあります。

？ 令和９年５月入園と令和 10 年４月入園を申し込む場合、教育・保育給付認定申請書はそれぞれ用意しますか。

すでに受けている教育・保育給付認定の内容が変わらない場合は提出しません。内容が変わる場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

ただし、保育所等利用申込みは、年度限り有効ですので、次の年度も引き続き審査を希望する場合は再度お申し込みが必要です。



認定区分

子ども・子育て支援法により、市が、児童の年齢や保育の必要性に応じて３つの区分に認定します。その認定区分に応じて各施設の利用が可能となります。２号認定及び３号認定の方は、「保育必要量」と「保育を必要とする理由」も併せて認定します。

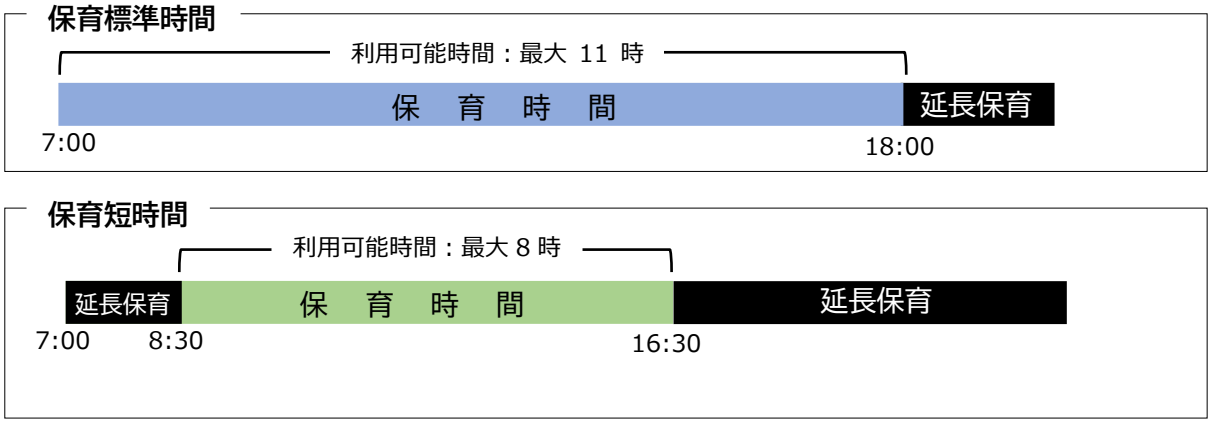
認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
１号認定　（教育標準時間認定）	満３歳以上で就学前の子ども	幼稚園※・認定こども園
２号認定　（満３歳以上保育認定）	満 3 歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	認可保育園・認定こども園・小規模保育事業
３号認定　（満３歳未満保育認定）	満 3 歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	

※1 号認定で幼稚園に通う方は、直接各幼稚園に問い合わせてください。

保育必要量

保育必要量は、「標準時間」と「短時間」があり、勤務時間等によりどちらかに認定します。どちらの区分の認定を受けた場合であっても、保育施設を利用できるのは、保護者が実際に保育を必要とする時間です。認定が就労の場合、「就労時間」＋「通勤時間」が保育施設を利用できる時間です。なお、延長保育を利用した場合、施設ごとに設定された延長保育料がかかります。

保育必要量の認定に関わらず、児童の健康状況等に応じて利用時間の短縮をお願いすることがあります。



保育を必要とする事由・認定期間・保育必要量・必要書類

「集団生活を経験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育を必要とする事由には該当しません。

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量	必要書類　※1
就労 ※2 月 60 時間以上の就労を常態としている場合 就労時間により保育必要量が変わります。	小学校就学前まで	標準時間 短時間	就労証明書 ＋自営業の場合は 確定申告書
妊娠・出産	出産予定日の概ね 2 か月前から、出産後 8 週経過した日の翌日の属する月の末日まで	標準時間 短時間	母子健康手帳
疾病・障害 保育に支障をきたす病気､ケガまたは障がいがある場合	保育を必要とする事由が無くなるまで	標準時間	医師の診断書 又は 障害者手帳
介護・看護 同居（または長期入院している）親族を常時介護・看護している場合（月 60 時間以上）	保育を必要とする事由が無くなるまで	標準時間 短時間	医師の診断書 及び ご家族の状況についての申立書
災害復旧 火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合	保育を必要とする事由が無くなるまで	標準時間 短時間	罹災証明 及び 災害状況についての申立書
求職活動 求職または開業予定の場合（認定後 90 日以内に就労すること）	支給認定開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日まで	短時間	求職活動申告書
就学 ※3 就学または職業訓練校等の職業訓練の場合（月 60 時間以上）	就学期間の終了(卒業)まで	標準時間 短時間	在学証明書 及びカリキュラム （時間割）
育児休業 育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どものみ	当該育児休業に係る子どもの 1 歳の誕生日の属する年度の末日まで	短時間	就労証明書 ＋市外保育所等を利用している場合は在園証明書

※1　必要書類の詳細は P10～をご覧ください。

※2　就労証明書で確認できる就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満の場合は保育短時間、月 120 時間以上の場合は保育標準時間で認定します。

※3　就学は、学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練校等の職業訓練を受講していることをいいます。

届けている認定内容に変更があった場合

ご家庭やお仕事の状況が変わったときは必ず書類を提出してください。届け出内容に応じて利用調整を行う際に必要な指数の変更を行います。申込時と利用決定時で就労などの実態に差異があるときは保育園の利用内定が取り消しとなります。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合は必ず事前にご相談ください。（注意）施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書を以下、「教育・保育給付認定変更申請書」とします。

必要書類	
印西市内で転居する	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』
印西市外へ転出する	保育園入園申込みは自動的に取下げ
児童又は保護者の届出内容・世帯状況に変更があった	『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』
保護者の離婚成立 （離婚調停による別居含む）	『教育・保育給付認定変更申請書』＋『戸籍謄本』等
保護者の婚姻	『教育・保育給付認定変更申請書』＋ 結婚した相手の就労証明書等
就職する・自営業を開業する ※1	『教育・保育給付認定変更申請書』＋ 新しい勤務先の『就労証明書』＋（自営業の場合）確定申告書の写し（１年目のみ開業届）
転職する・異動する・ 勤務日数又は時間を変更する ※1	〔標準時間・短時間の変更がある場合〕 『教育・保育給付認定変更申請書』＋ 転職・異動・勤務日数・時間変更後の『就労証明書』
	〔標準時間・短時間の変更がない場合〕 『教育・保育給付認定申請事項変更届出書』＋ 転職・異動・勤務日数・時間変更後の『就労証明書』
出産をする ※2　※6	『教育・保育給付認定変更申請書』＋『母子手帳』（表紙と分娩予定日がわかるページ）
育休を取得する ※3	『教育・保育給付認定変更申請書』＋『就労証明書』又は育休の取得が確認できる書類（勤務先が発行するもの）
育休明けで復職する　※2	『教育・保育給付認定変更申請書』＋『就労証明書』
（保護者が）就学する ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』＋『在学証明書』＋『時間割』
介護・看護をする ※2	『教育・保育給付認定変更申請書』＋ 介護・看護を受ける方の『診断書②』等 ＋ 介護する時間を記載した申立書
病気になった ※5	『教育・保育給付認定変更申請書』＋ 『診断書①』
求職活動をする　※4 ※７	『教育・保育給付認定変更申請書』＋『求職活動申告書』
家族が障害者手帳等を交付された	『教育・保育給付認定変更申請書』＋ 手帳等

〔注意事項〕

※1　原則就労時間が、月 120 時間以上で保育標準時間、月 60 時間以上 120 時間未満で保育短時間となりますが、月 120 時間以上でも希望すれば保育短時間を選択できます。
また、月 60 時間以上 120 時間未満でも、保育短時間だと送迎が常態的に間に合わないと認められれば、保育標準時間とすることができます。（申立書を提出していただきます。）

※2　保育の利用希望に応じて、保育標準時間と保育短時間のどちらでも選択できます。認定変更日は原則として母子手帳に記載のある出産予定日の概ね２カ月前からとなります。

※3　育児休業を取得したままの入園は育児休業取得前に保育所等を利用していた児童に限ります。

※4　保育短時間のみとなります。

※5　保育標準時間のみとなります。

※6　育児休業を取得しない場合、妊娠・出産の認定で保育園を利用できる期間は出産予定日の概ね２か月前から、出産後８週経過した日の翌日の属する月の末日まで出産日が予定よりも早まった場合は、保育園を利用できる期間が短くなる場合があります。

※7　求職活動中で、保育園を利用できる期間は、支給認定後 90 日を経過する日が属する月末までとなります。期間中に就労証明書を提出した場合には、利用可能期間を延長します。（月 60 時間以上の就労で保育園の利用対象となります。）

・支給認定証の有効期間の始期は、提出書類において確認できる事実発生日となります。期限後も保育園の利用申込みを継続する場合には、期限前に手続きが必要ですので、忘れずに必要書類を提出して下さい。
・保育園の利用が保留となっている方についても、同様となります。支給認定証に記載のある有効期限前までに必要書類を提出してください
・お手元に新しい認定証が届きましたら、古い認定証を市保育幼稚園課へ返却してください。
古い認定証がお手元にない場合は、ご連絡は不要ですので、新しい認定証を大切に保管してください。

利用調整

保育の必要性の認定後、保育施設利用の可否を判断する利用調整を行います。
保育の利用に関する規則において定められた利用調整基準表は、保育を必要とする事由による『基本指数』と家庭状況や保育先による『調整指数』により構成されています。『基本指数』と『調整指数』の合計点により保育の必要性の度合いを点数化して利用調整を行い、点数が高い方から利用を内定することになります。

基本指数及び調整指数は、申込締切日までに提出があった書類をもとに、入園月の状況で審査を行います。

●希望施設に受入れの余裕がない場合など、利用申し込みをされてもご希望に添えないことがあります。
●申込書記載の施設以外は利用調整いたしません。複数の施設を希望される場合は、希望する順に申込書に記入してください。（希望する園の数に上限はありません）
●兄弟姉妹のいる保育園への転園を希望する場合は、その兄弟姉妹が在園している園のみを希望される場合に限り、利用調整指数 13（＋３点）を適用します。兄弟姉妹が在園されている園以外にも、複数の園を希望された場合は、利用調整指数 14（－１点）を適用します。

? 空きがある施設はどこですか。 印西市　保育園　空き状況

４月入園（一次）：公開しません。空きによらず希望する施設を記入してください。
４月入園（二次）：印西市ホームページにて２月初旬に公開します。
5～３月入園：印西市ホームページにて申込受付期間の 10 日頃に公開します。
※園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、空き状況が変わることがあります。

? 施設に空きがあるのに、保留になるときはどのようなときですか？

利用調整の結果、より保育の必要性が高い方によって受入れ枠が埋まってしまうと入園できません。また、希望している施設以外に空きがあったとしても、希望する施設のみを審査するので、結果が保留となります。なお、園における児童の状況や保育士の配置状況などにより、ホームページ上の空き状況と利用調整時の空き状況が変わることがあります。

【保育の利用調整基準表】

1　基本指数

<table>
<tr><th>No.</th><th>類型</th><th colspan="4">細目</th><th>基本指数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6">就労</td><td colspan="4">月160時間以上の就労を常態又は単身赴任</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="4">月140時間以上160時間未満の就労を常態</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="4">月120時間以上140時間未満の就労を常態</td><td>9</td></tr>
<tr><td colspan="4">月100時間以上120時間未満の就労を常態</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="4">月80時間以上100時間未満の就労を常態</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="4">月60時間以上80時間未満の就労を常態</td><td>6</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">母親の出産</td><td colspan="3">出産予定日を含む月及びその前後2か月間</td><td>11</td></tr>
<tr><td rowspan="6">3</td><td rowspan="6">保護者の疾病

等</td><td rowspan="5">疾病</td><td colspan="2">入院</td><td>おおむね1か月以上の入院</td><td>12</td></tr>
<tr><td rowspan="4">居宅
療養</td><td>常時臥床</td><td>おおむね1か月以上臥床</td><td>12</td></tr>
<tr><td>精神等</td><td>医師が長期加療（安静）を要すると診断した場合</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般療養</td><td>医師がおおむね1か月以上加療(安静) を要すると診断した場合</td><td>9</td></tr>
<tr><td>上記以外で保育が困難であると認められる場合</td><td>8</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害</td><td colspan="3">身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Ⓐ・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳１級を所持している場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td colspan="3">身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Bの1・Bの2、精神障害者保健福祉手帳２級又は3級を所持している場合</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4</td><td rowspan="4">病人の看護等</td><td rowspan="4">看護

介護

付添</td><td colspan="2">居宅外</td><td>おおむね１か月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居宅内</td><td>寝たきり又は心身障害である親族の常時介護等に当たっている場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td>心身の傷病及び障害により常時看護又は介護が必要と認められる場合</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅外・居宅内</td><td>その他の病人等の介護等</td><td>8</td></tr>
<tr><td>5</td><td>災害復旧</td><td colspan="4">火災、風・水害等による災害の復旧に当たる場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td>6</td><td>求職活動等</td><td colspan="4">求職又は開業予定のため日中外出を常態としている場合</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="6">7</td><td rowspan="6">就学又は職業訓練</td><td colspan="2" rowspan="6">学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に就学又は通所している場合</td><td colspan="2">月160時間以上の就学を常態</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">月140時間以上160時間未満の就学を常態</td><td>9</td></tr>
<tr><td colspan="2">月120時間以上140時間未満の就学を常態</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="2">月100時間以上120時間未満の就学を常態</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="2">月80時間以上100時間未満の就学を常態</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">月60時間以上80時間未満の就学を常態</td><td>5</td></tr>
<tr><td>8</td><td>虐待･配偶者からの暴力など</td><td colspan="4">虐待・配偶者からの暴力等により特に保育が必要と認める状態にある場合</td><td>12</td></tr>
<tr><td>9</td><td>育児休業</td><td colspan="4">育児休業を取得している場合
※育児休業取得前に既に保育所等を利用していた子どもに限る。</td><td>5</td></tr>
<tr><td>10</td><td>その他</td><td colspan="4">上記類型に類する状態にある場合</td><td>※類する項目に準ずる</td></tr>
</table>

2　調整指数

番号	条件	必要な書類	調整指数
１	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）	戸籍謄本・呼び出し状等	＋3
２	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務（育児休業中で入園時に仕事に復帰しない場合を除く。以下同じ。）する保育士の場合	就労証明書 保育士証	＋3
３	保護者のいずれかが、市の非常勤職員に登録中の保育士（入園時に保育士として就労することができる状況にある者に限る。）の場合（２に該当する場合を除く。）	申立書 保育士証	＋3
４	保護者のいずれかが、幼稚園に勤務する保育士資格を有する者又は認可外保育施設若しくは市外の保育所等に勤務する保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の場合（３に該当する場合を除く。）	就労証明書 保育士証	＋1
５	生活保護法による被保護世帯	生活保護受給者証	＋2
６	生計中心者が整理解雇、倒産その他自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中の場合	申立書	＋2
７	産後休暇又は育児休業が終了し、同一の職場に復帰する場合	就労証明書	＋2
８	６５歳未満の同居の親族、その他の者が保育可能な場合		－3
９	市外から転入（転入予定）の児童が転入前の市区町村において保育所等を利用している場合	在園証明書	＋2
１０	認可外保育施設の利用を常態とする児童が申込をする場合（市内在住者に限る）	利用契約書	＋2
１１	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申込みをする者	申立書・在園証明書（市内は不要）	＋6
１２	兄弟姉妹２人以上で同時に利用申込みをしている場合		＋1
１３	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している場合		＋3
１４	利用申込みにおいて希望した保育所等に入園した後に、他の保育所等への転園を希望する場合（兄弟姉妹が利用している保育所等への転園を除く）		－1
１５	出産の理由により市内の保育所等を退園した子ども又は当該出産以降に出生した子どもの保育を希望する場合	申立書	＋3
１６	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合		＋1～＋6
１７	待機期間が１年以上経過している者		＋2
１８	待機期間が6か月以上経過している者		＋1
１９	特別な支援を要する子どもの保育を希望する場合		＋1
２０	市外在住者（利用開始までに転入する者を除く）		－6
２１	6か月以上保育料を滞納（申込み児童以外の滞納分を含む）している場合		－6
２２	利用調整により決定した保育所等の利用を辞退した場合（辞退した利用月の翌月から１年間に限る。）		－2
２３	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合		-30

①基本指数及び調整指数を決定する基準日は、入所希望月の書類提出締切日とします。
②基本指数は父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定します。（ひとり親世帯の場合は、当該ひとり親の指数と11点を足したものを基本指数とします。父母がいない場合は、その他の保護者で基本指数を設定します。）
③保護者が保育を必要とする事由が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を適用します。
④期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（基本指数5点）として利用調整を行います。
⑤就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定します。
⑥就労時間には、時間外勤務時間、通勤時間は含みません。ただし、休憩時間は含みます。
⑦調整指数は保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合に適用します。
⑧調整指数２３を条件とする審査を希望した場合、復職希望月までは待機期間としてカウントしません。また、以前から継続して申請しており、待機期間が6か月を経過している場合でも加点は抹消されます。

3　基本指数と調整指数の合計が同一の場合の優先順位

1	印西市民である者（利用開始までに転入する者を含む）
2	当該保育所等の希望順位が高い者
3	通所している保育所等の閉所又は利用対象年齢の満了に伴い、別の保育所等の利用申し込みをする者
4	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる者
5	保護者のいずれかが市内の保育所等に勤務する保育士又は市非常勤保育士に登録中の保育士である者
6	待機期間が長い（ただし、利用申し込みを一旦取下げた場合、取下げ前の待機期間は除く。）
7	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
8	生活保護法による被保護世帯
9	兄弟姉妹が既に保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望している又は兄弟姉妹２人以上で同時に利用申し込みをしている者
10	市町村民税所得割額の合計が低い世帯
11	基本指数が高い世帯

利用調整の結果の通知

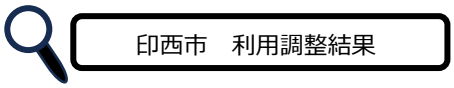
利用調整結果の通知は、下記の方を対象とし、申込書に記載された住所へ郵送します。

●入園が内定した方

●当該月に新規で申請し、保留となった方

（注意）翌月以降も保留となった場合、翌月以降の利用調整結果は、一律通知しません。

（注意）電話での結果確認にはトラブル防止のため応じられません。



4 月入園の結果の発送時期は、入園事務が集中するため審査に時間を要することから 2 月初旬を予定しています。 5月から翌年 3 月入園は、入園希望月の前月の上旬頃です。

利用調整の結果の発送状況については、市ホームページにおいて公開しています。「利用調整結果の発送状況」が「調整中」になっている月は、まだ発送日が決まっていません。市へ直接お問い合わせをいただいてもお答えできませんので、公開されるまでお待ちください。

利用調整の結果に基づき、内定、保留のいずれかを通知します。お手元に届いた各種通知は大切に保管してください。当該通知の再発行をしないことを、あらかじめご了承ください。

４月入園に関する利用調整結果については、文書による通知のみです。電話や窓口での結果確認にはトラブル防止のため応じられません。

（注意）DV による避難の場合を除き、住民登録地以外への発送はできませんので、あらかじめご了承ください。

保育施設に通われる方へ

毎月 1 日が利用開始日となります。（生後 57 日・生後 6 ヶ月からの入園を除く）

保育施設に内定した方

内定した保育施設へご連絡いただき、入園前説明等を受ける日程の調整をしてください。なお、保育施設から直接ご連絡する場合もあります。

受入れにあたり加配保育士の配置や施設・設備の改修など特別な配慮が必要な場合は、受入体制が整うまでの間、入園時期を調整させていただくことがあります。また、内定した保育施設での受入れの見込みが立たない場合は、保留となることがありますので、あらかじめご了承ください。

内定した保育施設の受入体制が整いましたら、「施設利用承諾通知書」を送付します。「施設利用承諾通知書」の送付後、正式な入園決定となります。

転入予定で申請し内定した方

入園月の前月末までに印西市へ転入することを条件として申請いただき、内定となっています。正式な入園決定には、保育施設の受入体制が整っていることに加え、お子様と保護者が期限までに印西市へ転入し、印西市役所保育幼稚園課において所定の手続きを行っていただく必要があります。

なお、印西市への住民登録の手続きとは別に、保育幼稚園課で入園申請に関する手続きが必要です。内定通知に同封されている「教育・保育支給認定申請書」および「保育施設等の利用申込書」をご記入のうえ保育幼稚園課へお越しいただくと、手続きがスムーズです。

また、申請者のマイナンバーを確認しますので、マイナンバーが確認できる書類をご持参ください。

利用開始にあたり必要な手続き

以下に該当する方は書類の提出をしてください。また、期限までに書類の提出がなく、利用開始後においても保育が必要であることを確認できない場合は、退園となりますのでご注意ください。

①育児休業から「復職予定」で申し込みをした方

提出期限（厳守）	［4 月入園］結果通知に同封されている案内により市が指定した日まで ［年度途中入園］利用開始月の月末
提出書類	就労証明書（利用決定通知書発行日以後の日付で発行されたもの）
提出場所	ちば電子申請サービス又は印西市役所保育幼稚園課 ちば電子申請サービスでご提出いただく場合は、右記二次元コードを読み込んで提出してください。
注意事項	就労開始日が確認できない場合、利用決定を取消します。 4 月入園の場合、就労証明書を提出した方に対し、ならし保育を実施します。必ず指定された日までに提出してください。

※兄弟姉妹がすでに保育園に在園している場合は、以下の⑤の手続きも行ってください。

②「就労内定」で申し込みをした方

就労内定…保育施設利用申込の段階では、就労が開始していなかった方

提出期限（厳守）	利用開始月の月末
提出書類	就労証明書（利用決定通知書発行日以後の日付で発行されたもの）
提出場所	ちば電子申請サービス又は印西市役所保育幼稚園課 ちば電子申請サービスでご提出いただく場合は、右記二次元コードを読み込んで提出してください。
注意事項	就労開始日が確認できない場合、利用決定を取消します。

※兄弟姉妹がすでに保育園に在園している場合は、⑤の手続きも行ってください。

③「求職活動」で申し込みをした方

求職活動中で利用を決定した場合、保育の利用期間及び支給認定証の有効期間は、支給認定開始日から 90 日を経過する日が属する月の末日までとなります。認定期間内に就労（月 60 時間以上）を開始すれば継続して保育園に在園することが可能です。なお、認定を「就労」へ変更するには、支給認定変更の手続きが必要です。

④利用決定（内定）後、入園までに辞退する場合

保育幼稚園課、決定（内定）している保育施設のいずれにも辞退する旨の連絡をしてください。なお、保育幼稚園課には辞退の届出が必要です。再度、保育園利用の申請を行う場合には、必要書類一式を提出してください。

届出の期限	速やかに届け出ていただくようお願いいたします。
届出方法	ちば電子申請サービス又は印西市役所保育幼稚園課 ちば電子申請サービスでご提出いただく場合は、右記二次元コードを読み込んで届け出してください。
申立書の内容	令和○年○月入園の決定（内定）を辞退します。 ・児童氏名（児童生年月日） ・保護者氏名 ・保護者住所 ・保護者連絡先

⑤兄弟姉妹の認定が変わる場合

兄弟姉妹分の支給認定変更の手続きが必要です。児童の入園に伴い、すでに在園している児童の保育を必要とする理由が「育児休業」から「就労」に変更となる場合には、保育幼稚園課又は保育園で支給認定変更の手続きが必要となります。
詳細は、P22 をご確認ください。

「ならし保育」の実施

利用開始当初は、慣れない環境で長時間過ごすことが児童にとって大きな負担となるため、施設と相談しながら児童の様子に応じて保育時間を徐々に延ばしていく「ならし保育」を実施します。ならし保育の開始時期や期間は、各施設と調整のうえ、児童の状況に応じて施設が決定します。なお、ならし保育期間中は通常よりお迎えの時間が早くなりますので、ご注意ください。また、利用開始日より前にならし保育を行うことはできません。

授乳中または離乳期の児童については、入園前にご家庭でミルクが飲めるようにしていただくようお願いします。利用開始後であっても、食事やミルクを十分に摂ることができない場合は、お迎えをお願いすることがあります。

入園後について

① 各施設のルールを守って利用してください

保育施設ごとに開所時間や送迎方法、欠席連絡の方法などが異なります。利用にあたっては、各施設の定めるルールを必ず守ってください。

② 保育を必要とする状況に変更があった場合は届出をしてください

就労状況や世帯状況など、保育を必要とする事由に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ届け出てください。保育施設は、保育を必要とする期間に限り利用できます。また、自己都合による長期欠席は、欠席開始日から 60 日を経過する月の末日までとなります。なお、欠席期間中も保育料は発生します。

③ 年に 1 度「現況届」を提出してください

保育を必要とする状況を確認するため、毎年現況届の提出が必要です。提出方法や時期については、別途お知らせします。

入園後に必要な手続きの詳細については市ホームページ
「保育園在園中のご案内」をご覧ください。

在園児用のページ
<市ホームページ>

令和９年度保育園保育料（利用者負担額）について

①保育料（0～2 歳児クラス）について

公立・私立保育園の保育料は月額で徴収します。月の 1 日時点で在籍している場合は、登園状況にかかわらず、1 か月分の保育料の納付が必要です。また、月途中で退園した場合でも、1 か月分の保育料を徴収します。

※生後 57 日目または生後 6 か月目からの入園の場合のみ、入園月の保育料は日割り計算を行います。

保育料は、いずれの施設でも同一の算定方法により決定されるため、施設ごとに保育料が異なることはありませんが、認定こども園・小規模保育事業所の保育料は、各施設での徴収となります。詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

保育料の算定においては、保護者（父母ともに）の市町村民税所得割額を基に算定します。

対象期間に応じて前年度または当年度の所得割額を基に算定するため、年度途中で保育料が変わる場合があります。

※所得割額を証明する書類の提出がない場合は、最高位の階層（第 13 階層）を適用します。

※生計を別にしていても、同住所であれば父母の所得割額を基に算定します。

※離婚後も児童と同居している場合や、別居していても戸籍上の親権者である場合は、父母の所得割額を基に算定します。

※祖父母等と同居し、父母ともに所得割額が 0 円（給与収入で概ね 103 万円以下）の場合は、祖父母等の所得割額を基に算定します。

令和９年度　保育料（利用者負担額）

階層	階層区分		３～５歳児　保育園等の子ども			０～２歳児　保育園等の子ども	
			（標準時間）	（短時間）		（標準時間）	（短時間）
第１	生活保護世帯		0	0	２番目の子どもについては半額、３番目以降の子どもについては無料	0	0
第２	市町村民税非課税世帯		0	0		0	0
第３	市町村民税所得割非課税世帯		0	0		9,000	8,800
第４	市町村民税所得割課税世帯	48,600 円未満	0	0		13,000	12,700
第５		67,000 円未満	0	0		17,000	16,700
第６		97,000 円未満	0	0		24,000	23,500
第７		169,000 円未満	0	0		35,600	34,900
第８		210,000 円未満	0	0		46,000	45,200
第９		256,000 円未満	0	0		48,000	47,100
第 10		301,000 円未満	0	0		48,800	47,900
第 11		327,000 円未満	0	0		57,000	56,000
第 12		366,000 円未満	0	0		60,000	58,900
第 13		366,000 円以上	0	0		62,000	60,900

＜令和９年度保育料の算定に用いる市町村民税所得割額＞

令和９年４月～令和９年８月分　　：令和８年度の市町村民税所得割額（前年度）

令和９年９月～令和 10 年３月分　　：令和９年度の市町村民税所得割額（当年度）

※市町村民税所得割額の計算では、調整控除は反映しますが、税額控除（配当控除、住借入金等特別税額控除、寄付金税額控除など）は反映しません。

保育料の負担軽減について

・生計を一にする児童の年齢にかかわらず、第 2 子は保育料が半額に、第 3 子以降の保育料が無料となります。

※就労や就学などの理由で別居していても、仕送り等がある場合は、生計を一にしているものとみなし、児童の人数に含まれます（別途書類提出が必要です）。

・所得割額が 77,101 円未満かつ、母子・父子世帯または在宅障がい児・者のいる世帯に該当する場合、在園する全ての児童の保育料が無料となります。

②給食費（3～5 歳児クラス）について

3～5 歳児クラスについては、保育無償化により保育料は無料、給食費は実費負担となります。公立保育園の給食費は月額で徴収します。

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の給食費は、各施設での徴収となります。詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

なお、給食費は施設ごとに異なります。

副食費（おかず等）の免除について

・同一世帯から 3 人以上の就学前児童が利用する場合は、3 人目以降の副食費が免除となります。

・所得割額が 57,700 円未満の世帯（母子・父子世帯や在宅障がい児・者のいる世帯は 77,101 円未満）は、副食費が免除となります。

？ 年度途中に 3 歳になりますが、保育料はいつから無料になりますか？

年齢区分は、令和 9 年 3 月 31 日時点の満年齢で決まり、年度中はその年齢区分が適用されます。そのため、年度途中に 3 歳となった場合でも保育料は年度末まで変更されず、3 歳児クラスとなる翌年度 4 月から保育料が無料となります。

③納入について

公立・私立保育園の保育料および公立保育園の給食費については、原則として口座引き落としです。入園決定後にお送りする「印西市口座振替依頼書」にて、下記の取扱金融機関へ口座振替の手続きをお願いいたします。

なお、口座振替の手続きが完了するまで時間を要するため、入園月および手続き完了までの保育料は、納付書により納付をお願いいたします。納付書は、入園月分については決定通知に同封し（4 月入園の場合は別途お送りします）、それ以降は毎月中旬頃にお送りします。

＜取扱金融機関＞

千葉銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、千葉興業銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、西印旛農業協同組合、ゆうちょ銀行

※口座振替日および納期限は毎月末日（12 月のみ 25 日）です。金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

※口座振替の領収書は発行しませんので、通帳等でご確認ください。

認定こども園・小規模保育事業所の保育料及び私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の給食費については、納入方法や振替日が施設ごとに異なります。詳しくは各施設へ直接お問い合わせください。

④保育料および副食費徴収・免除の変更について

保育料および副食費徴収・免除が確定した後に、修正申告等により所得割額が変更された場合は、年度内に限り、遡って再算定します。変更があった際は、必ず保育幼稚園課へご連絡ください。

また、世帯構成の変更等があった場合も、保育料等が変更となることがありますので、ご連絡ください。

※再算定は、原則として変更事由の届出があった日の翌月から適用します。ただし、年度内に限り、事由が発生した日の翌月に遡って再算定する場合があります。

⑤注意事項

・保育園では、保育料や給食費のほか、延長保育料・上乗せ徴収・実費徴収などの費用が発生する場合があります。
これらの金額や内容は施設ごとに異なりますので、入園を希望する園へ事前に必ずご確認ください。

・適正な保育料算定のため、個人番号（マイナンバー）等を用いて、下記の連携機関から必要な情報を取得する場合があります。また、連携機関からの求めに応じて、申請書類一式を含む資料を提供することがあります。

＜連携機関の例（他市区町村を含む）＞

認可保育施設、市民課、子育て支援課、こども家庭課、課税課、障がい福祉課、学務課、健康増進課、各保健センター、児童相談所

・保育料が滞納となった場合は、督促状・催告状の送付に加え、市職員による自宅訪問や電話での催告を行います。
それでも納付が確認できない場合は、滞納額にかかわらず財産の差押えを行うことがあります。また、必要に応じて保育料の収納状況を保育施設へ提供します。

保育園に関する Q&A

支給認定に関すること

Q１　保育園を利用するための「認定」とは何ですか？

Ａ１　子ども・子育て支援制度においては、施設型給付を受ける幼稚園、保育園、認定こども園等に通園を希望する児童は、次の３区分のいずれかの「認定」を市から受ける必要があります。

［１号認定］３歳以上児で幼稚園や認定こども園の利用を希望する場合。

［２号認定］３歳以上児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

［３号認定］３歳未満児で保護者の就労等により保育園や認定こども園等の保育施設の利用を希望する場合。

※２号及び３号認定については、保護者の就労状況等により、施設を 11 時間以内で利用できる「保育標準時間」と、８時間以内で利用できる「保育短時間」とに区分されます。

Q２　保育標準時間認定の場合、必ず毎日１１時間の利用ができるのでしょうか？

Ａ２　教育・保育給付認定時に決定する「８時間」「１１時間」といった保育時間は、あくまでも「最大で施設を利用することができる時間」です。保護者の就労実態などに応じ、保育が必要と認められる時間内での利用になります。また、児童の状況（1歳未満のお子様や特別な支援が必要お子様など）により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、「保育短時間」と同等の利用時間になることがあります。

Q３　教育・保育給付認定の申請手続きの際に、書類不備があった場合はどうなりますか？

Ａ３　書類不備や書類未提出により教育・保育給付認定ができない場合、利用申込書が提出されていても、利用調整を行うことができません。

不備書類や未提出書類については、保育幼稚園課からご連絡しますので、その場合は至急ご対応ください。

Q４　保育を必要とする事由が母「妊娠・出産」で、父は「就労」です。今後、父が育児休業を取得した場合はどうなりますか？

Ａ４　育児休業を取得予定の場合は、申請時に提出する就労証明書へ育児休業取得予定期間をご記載ください。

また、入園月に就労しておらず育児休業中である場合は、育児休業からの復職を前提としてお申し込みください。

復職に関する条件は、P14に記載の内容をご確認ください。

なお、入園時に育児休業中である場合、育児休業を継続したまま在園することはできません。入園後は復職していただく必要があります。

Q５　就労証明書の雇用期間が有期で、入園希望月までに、一度、契約が切れる予定です。その後、契約は更新される予定です。どうしたらいいですか？

Ａ５　申請時に、現在の雇用契約の内容が記載された就労証明書を提出し、契約が更新されたら更新後の就労証明書を提出してください。申請時に提出した就労証明書と契約更新後の就労証明書の雇用契約で就労時間が短くなることで、基本指数が変更となる場合は内定辞退していただきます。

Q６　転職する予定で、申請時点と入園時点で就労先が異なる予定です。どちらの就労証明書を提出したらいいですか？

Ａ６　利用開始月以降、就労予定である就労先の就労証明書を提出してください。例えば４月入園の申請で、３月３１日で元の就労先を退職し、４月１日以降新しい就労先に就労予定の場合は４月１日以降の就労先の就労証明書を提出してください。

Q7　４月入園を希望しているが、転職予定で新しい就労先が決まっていません。現在も転職活動をしていますが、申請の際には何を提出すればいいですか？

A７　就労先が決まらずお仕事探し中である場合、保育を必要とする理由は「求職活動」として申請してください。

Q8　祖父母と同居していますが、申込時に書類の提出は必要ですか。

A8　同居している祖父母が65歳未満の場合、保育を必要とする書類の提出をすると調整指数８（-3点）の減点はありません。

Q9　世帯分離しており生計を別に立てていますが同居になりますか。

A9　生計を別にしていても同住所であれば同居とみなします。

利用申し込みに関すること

Ｑ１　保育園の希望順位により、利用調整結果が変わることはありますか？

Ａ１　利用調整の際には、保育の必要性を点数化し、点数が高い児童から順に利用調整を行いますが、点数の同じ児童が複数いる場合には、第１希望園から順に利用調整を行いますので、希望園の順番によっては利用調整結果が変わる可能性があります。

Ｑ２　保育園の利用が保留となった場合、毎月申し込みをする必要はありますか？

Ａ２　保護者からの申し込みの取り下げがない限り、翌月以降（最長で年度末まで）も継続して利用調整を行いますので、新たに申し込みをする必要はありません。
ただし翌年度以降も利用を希望する場合は、別途申し込みが必要です。

Ｑ３　現在、求職中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか？

Ａ３　求職中でも保育園の利用申し込みは可能です。ただし、利用調整を行う際の優先順位は低くなります。
また、利用が決定した場合、支給認定日から９０日以内に就労し、就労証明書の提出が必要です。就労の確認が出来ない場合、退園となりますのでご注意ください。

Ｑ４　現在、育児休業を取得中ですが、保育園の利用申し込みをすることはできますか？

Ａ４　入園が決まった場合には、仕事に復帰することを条件として申し込むことができます。
申し込みの際、①「直ちに復職を希望する」又は、②「希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」のどちらかを選んで申し込んでいただきます。②の場合は、利用調整を行う際の優先順位が著しく低くなります。また、育児休業の延長を許容できる月までは入園待機期間に含まれませんのでご注意ください。

Ｑ５　印西市に転入予定で申し込みます。いつまでに転入すればいいですか？

Ａ５　転入期日は、入園月の前月末までです。期日までに転入されない場合は、入園を辞退していただきます。

Ｑ６　夫婦共働きですが、幼稚園と保育園を併願することは可能ですか？

Ａ６　幼稚園と保育園を併願することは可能です。
手続きとして、幼稚園は直接施設に利用申し込みをしていただきますが、保育園は、支給認定申請と併せて、市に利用申し込みを行うことになります。

Ｑ７　希望する保育園を変更することはできますか？

Ａ７　希望園の変更は可能です。P15をご参照ください。

Q8　転園を希望したいのですが、兄弟姉妹が在園する園以外を同時に希望することはできますか。

A8　兄弟姉妹が在園する園と在園していない園を同時に希望することはできますが、調整指数 14（－１点）を適用します。調整指数 13（＋３）を適用しての審査を希望する場合は兄弟姉妹が在園する園のみで転園を希望してください。

利用決定から入園までに関すること

Q１　利用が決まってからのならし保育は、どのように受けられますか？

Ａ１　利用開始日は、入園月の初日（毎月1日）となります。ならし保育については、原則として、利用開始日以降に実施することになります。保護者が育休から仕事に復帰する場合は、利用開始日から職場復帰日までの期間で、必要な期間にならし保育を実施していただきます。ならし保育の開始日や、期間については、入園する園とご相談ください。

Q２　育児休業から復職する場合は、いつまでに職場に復帰すればいいですか？

Ａ２　保護者が育休から仕事に復帰する場合の復帰期限は、入園月の翌月10日までとなります。入園月の末日まで（4月入園は別途お知らせする期日まで）に復職日がわかる就労証明書の提出が必要となります。

保育園の利用に関すること

Q１　子どもが風邪を引いたときは、保育園に預けられないのですか？

Ａ１　児童を安全に保育するためにも、児童に熱があるときなど健康な状態でない場合、家庭保育をしていただくことになります。

風邪を含め、児童の病状により登園をお断りする場合がありますので、詳しくは保育園にご確認ください。

なお、市では病児・病後児保育事業(有料)を実施しており、児童の病状によって利用することが可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

病児・病後児保育事業「おひさまルーム」（印西総合病院内）℡０４７６－４７－５６３５（直通）

Q２　仕事の前後や、仕事が休みの日は、保育園に預けられないのですか？

Ａ２　保育園が利用できるのは、就労時間＋通勤時間です。保護者の方がお休みの日は、家庭保育をお願いしています。仕事の前後や休みの日に、他に事情がある場合（通院等）は、通園している保育園にご相談ください。

Q３　食物アレルギーがあるのですが保育園ではアレルギー対応はしていますか？

Ａ３　保育園では、原則として、アレルギー児の受入れをしておりますが、保育園によって対応が異なります。入園を希望される保育園に、事前にお問い合わせください。

保育料に関すること

Q１　保育料はどのように決定しますか？また、施設により保育料は異なりますか？

Ａ１　保育園の保育料は、市民税所得割額を基本として決定しますが、令和９年４月から令和９年８月までの保育料は、令和８年度の市民税課税内容を、令和９年９月から令和９年３月までの保育料は、令和９年度の市民税課税内容により決定をしますので、年度の途中で保育料が変わる可能性があります。

なお、公立・私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所での保育料は、どの施設も同じ算定方法となりますので、基本的に施設によって保育料が異なることはありません。

その他、３～５歳児クラスについては、保育無償化により、保育料の負担は無料となり、それに伴い給食費は実費負担となります。（延長保育料は、別途発生します。）

Ｑ２　保育園の保育料はどのように納めますか？

Ａ２　原則として、毎月末に金融機関の口座引き落としとなりますので、利用決定後に金融機関において、口座引き落としの手続きを行っていただくことになります。ただし、認定こども園・小規模保育事業所については、各園で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは直接各園にお問い合わせください。
なお、口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、口座振替手続きが完了するまでの間の保育料は毎月中旬頃に送付いたします納付書でお納めいただくこととなります。

Ｑ３　ひとり親家庭の場合、保育料は無料になりますか？

Ａ３　保育料は、市民税所得割額を基本として算定することから、ひとり親家庭であっても、課税内容に応じて保育料がかかります。ただし、市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親家庭に該当する場合につきましては軽減措置が講じられます。

Ｑ４　保育園への入園に関して、保育料以外の費用がかかることはありますか？

Ａ４　保育園では、保育料以外の費用として、上乗せ徴収・実費徴収を行うことがあり、３～５歳児クラスの給食費も各園によって異なります。
具体的な内容については各園により異なりますので、入園を希望する園に必ず事前に確認をしてください。

Ｑ５　年度の途中から（例えば９月）に３歳になりますが、いつから保育料は無料になりますか？

Ａ５　３歳児クラスとなる、翌年度の４月から保育料は無料になります。

Ｑ６　一か月間のうち半数以上登園しませんでした。保育料の返還はありますか？

Ａ６　欠席状況等により、保育料を返還することはできません。